

市立病院・老人保健施設

平成二年四月開院に向け

運営方法について検討が進められています

昨年十二月に着工した病院・老人保健施設は、平成二年四月開院に向けて順調に工事が行われています。

病院・老人保健施設の運営についても建設と並行して、現在まで国・県・関係機関のアドバイスを受けながら、健全な病院運営が図

られるよう調査研究を行い検討してきました。

すでに運営されている全国の公立病院については、赤字経営の病院が数多く含まれており、病院会計が一般行政経費を圧迫し、市民サービスの低下を招くなど、各市町村にとって病院会計の赤字の解消は大きな課題となっています。

また、医師や医療スタッフの確保、医療サービスの提供などの面で直営方式には多くの問題点があります。

これらの実情から、国においても公設民営方式の指導が行われています。

公設民営方式は、公共性と経済性の調和のとれた医療を行う上で最良の方法と考えられ、現在管理委託での運営について医療整備審議会（志村弘会長代行）に諮問し、慎重に審議が重ねられています。

一、管理委託の目的

病院・老人保健施設の運営を管理委託で検討しているのは、公の施設を効果的に運営するため、他の公立病院の経営実態や市の置か

れている厳しい行政環境を考え、できる限り財政負担を抑え、その中で医療サービスの向上を図ることを目指したものです。

二、市立病院の位置づけ

運営が管理委託となった場合でも、病院はあくまで市立病院であり、その責任は設置者である市長が負うものです。市民の病院に変わりはありません。

当然、病院の予算・決算については議会の議決が必要であり、病院運営の全般について市が責任をもって行います。

三、職員の派遣、運営協議会

職員のうち病院長、事務長、各課長等の主要ポストには、市から職員を派遣し、医師会、議会、学職経験者、行政から構成する病院運営協議会（仮称）を設けますので市民の意見が十分に反映されます。

四、管理委託の利点

公立病院に民間の効率的な運営手法を結合させ、医療の公共性と

経済性との調和が図られるほか、民間の柔らかな思考に基づく経営が期待でき、かつ、医療サービスの向上、労務管理に柔なんに対応できるなど多くの利点をあげることができます。

また、運営による赤字が発生しても委託先の負担となるため、市の財政に影響を与えることはありません。一方、経営努力により黒字が発生した場合は、医療充実のために使うこととなります。

委託する場合は、自治医科大学を背景とした公共的団体である社団法人地域医療振興協会に委託されます。

この協会には医師であれば誰でも入会することができ、一大学に偏ることなく極めて信頼度の高い団体です。

都留市医療整備審議会委員(敬称略・順不同)

井上敏雄	奥秋恵次	中島脩介	井上成史	定月智範	高尾利夫	小石沢光男	天野諏訪松	谷内久治	志村弘	牛田勝男
武井忠治	小林義光	国田高忠	長田照次	田中卯之介	石盛栄吉	磯部正波	西村光	高部利幸	園田寅次	小笠原欽之介

五、法的根拠

管理委託については、地方自治法によりその施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは、条例に定めその管理を委託することができるとされており、全国の病院では二十箇所が委託により運営されています。

現在、医療整備審議会において管理委託について具体的な内容を審議中ですが、市民の皆さまにも待望の市立病院が健全に運営され、他市にない特色ある医療施設として経営できますようご協力をお願い申し上げます。



医療整備審議会では運営方法について慎重に審議されています